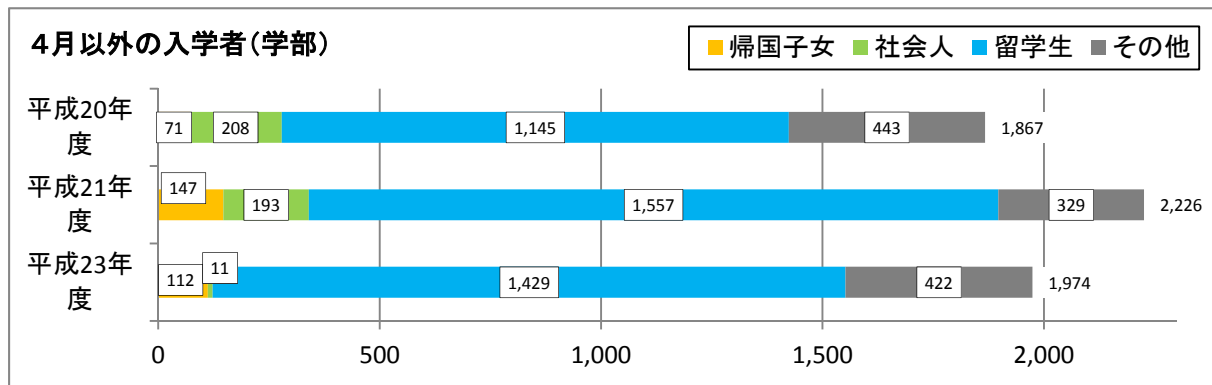


## 5. 「開かれた大学」への取組状況

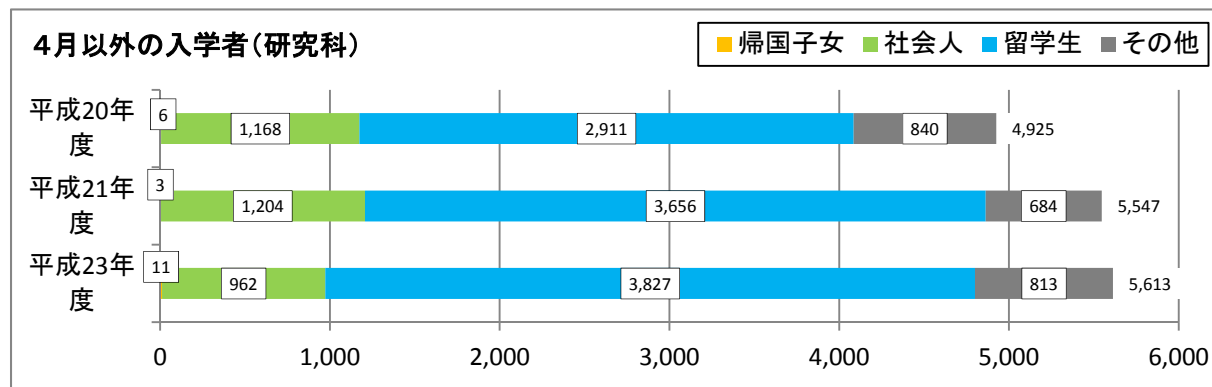
### <入学時期の弾力化>

平成19年の学校教育法施行規則の改正により、学年の始期及び終期は学長が定めることとされており、平成23年度においては、学部段階の4月以外の入学者数は1,974人、研究科段階の4月以外の入学者数は5,613人となっている。

#### ①学部段階の4月以外の入学者



#### ②研究科段階の4月以外の入学者



(※)放送大学を除く。

(※)通信制を対象としていない。

(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## <入学資格、修業年限の弾力化>

### ①大学への飛び入学の実施状況

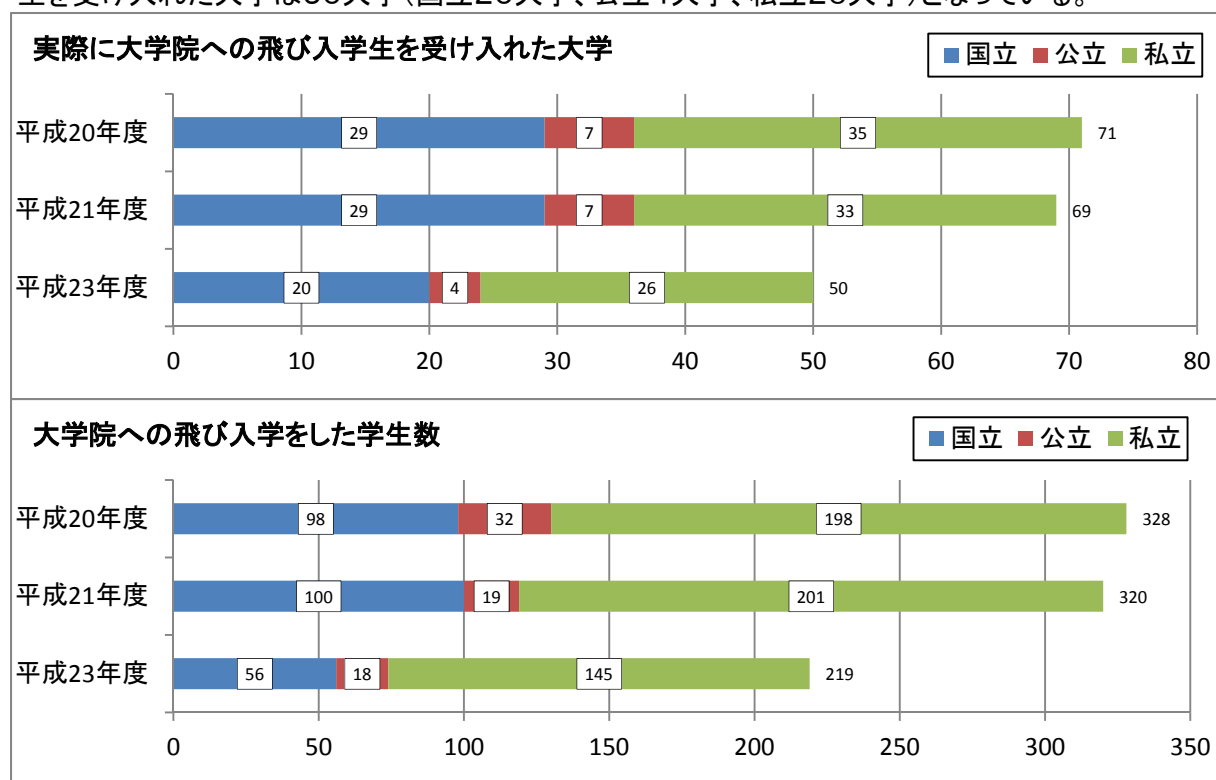
平成23年度現在、大学への飛び入学制度を定め、学生募集を実施した大学は6大学(国立1大学、公立1大学、私立4大学)となっている。

《平成23年度入学者数》

大学名	入学者数
千葉大学(国立)	2名
会津大学(公立)	0名
昭和女子大学(私立)	0名
成城大学(私立)	0名
名城大学(私立)	0名
エリザベト音楽大学(私立)	0名

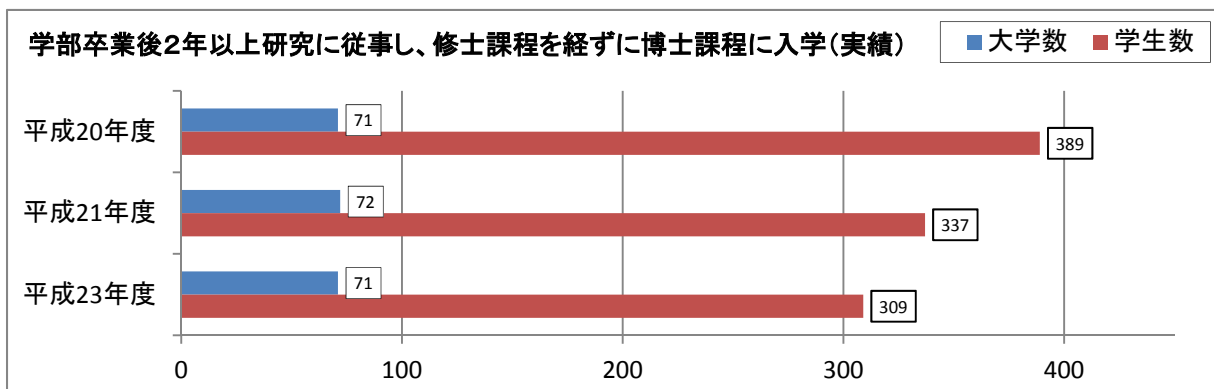
### ②大学院への飛び入学の実施状況

平成23年度現在、大学院への飛び入学制度を学則上導入している大学のうち、実際に飛び入学生を受け入れた大学は50大学(国立20大学、公立4大学、私立26大学)となっている。

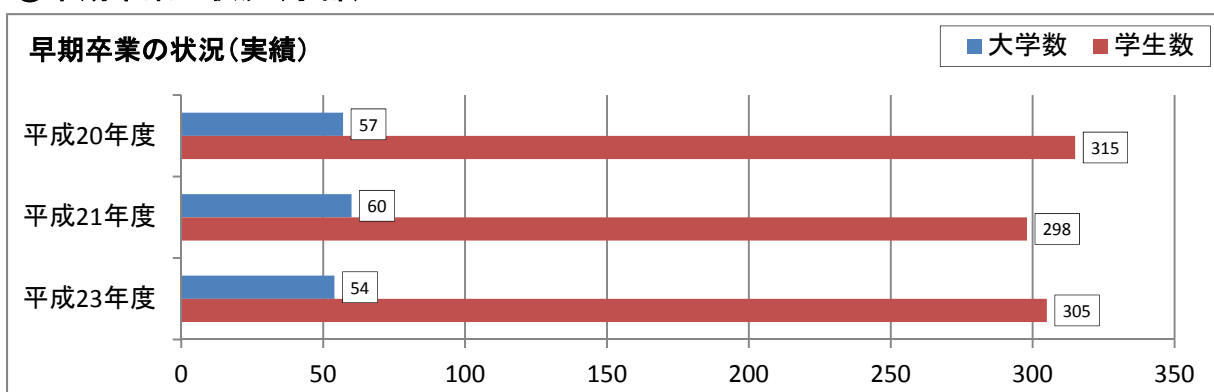


(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

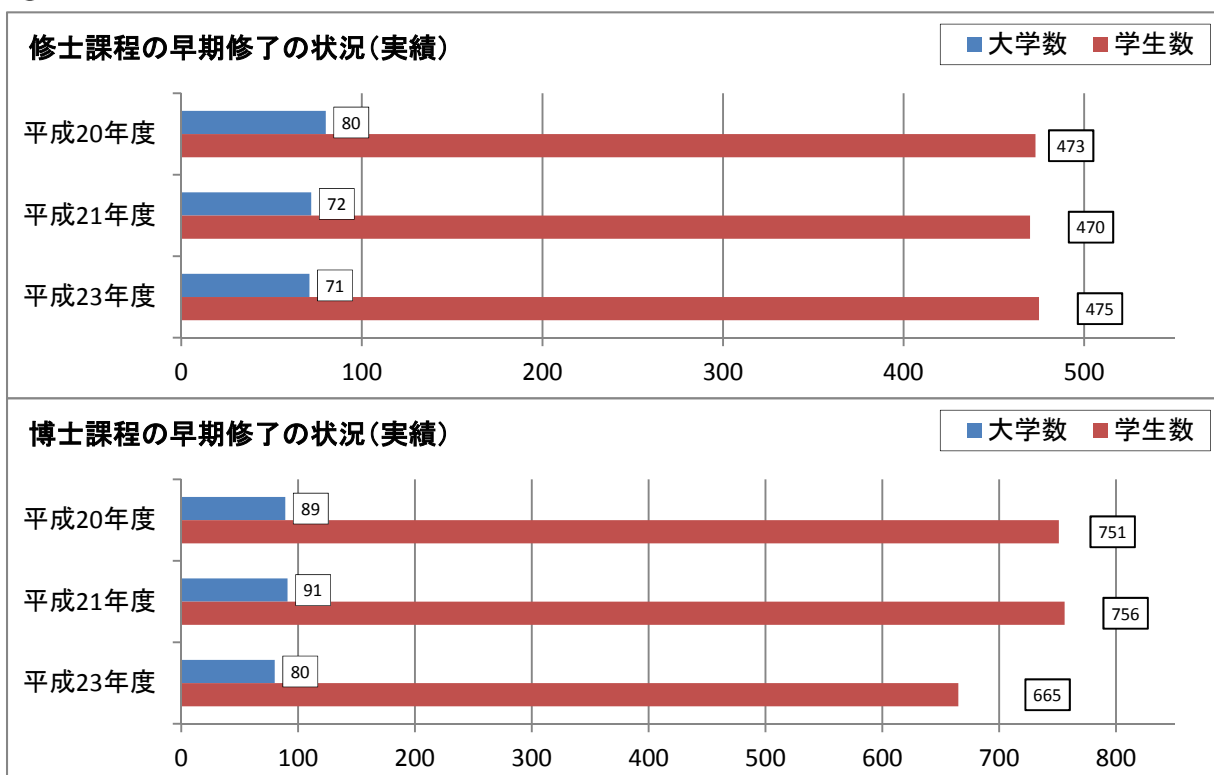
### ③修士課程を経ずに博士課程に入学



### ④早期卒業の状況(学部)



### ⑤早期修了の状況(大学院)

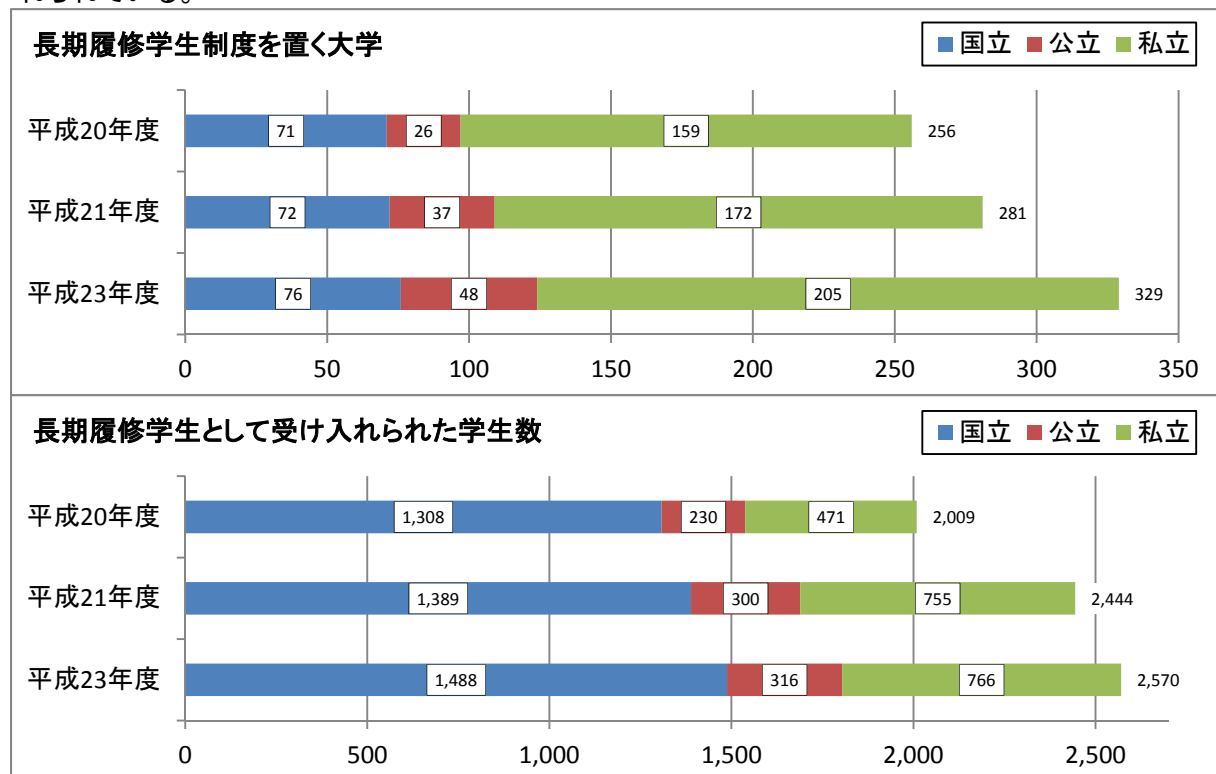


(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## <長期履修学生制度>

### 長期履修学生制度を置く大学

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する「長期履修学生制度」については、平成23年度においては329大学(約43%)が導入し、学部では75人、研究科では2,495人、計2,570人の学生が長期履修生として受け入れられている。

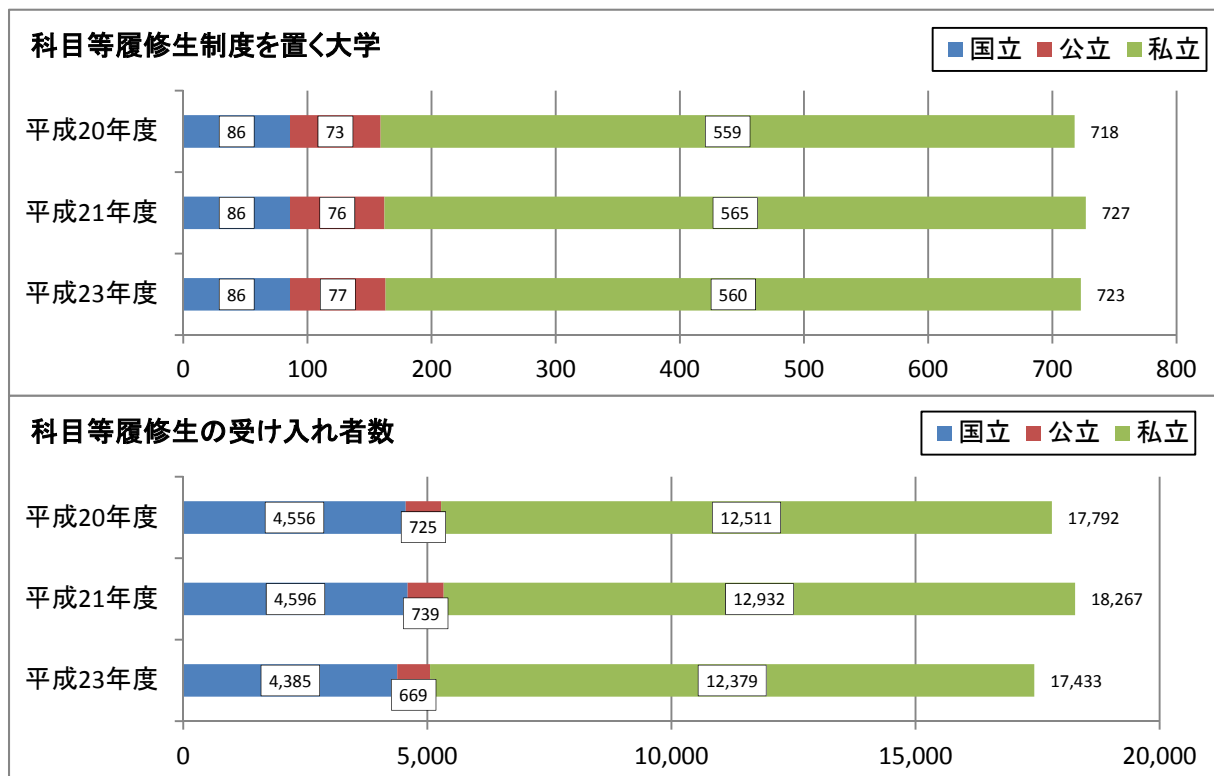


(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## <科目等履修生制度>

### 科目等履修生制度を置く大学

当該大学の学生以外の者に、パートタイム形式による大学教育を受ける機会を広く認め、その履修成果に単位を与えることのできる「科目等履修生制度」が活用されている。平成23年度現在、国公私立大学723大学(約95%)が科目等履修生制度を設けている。



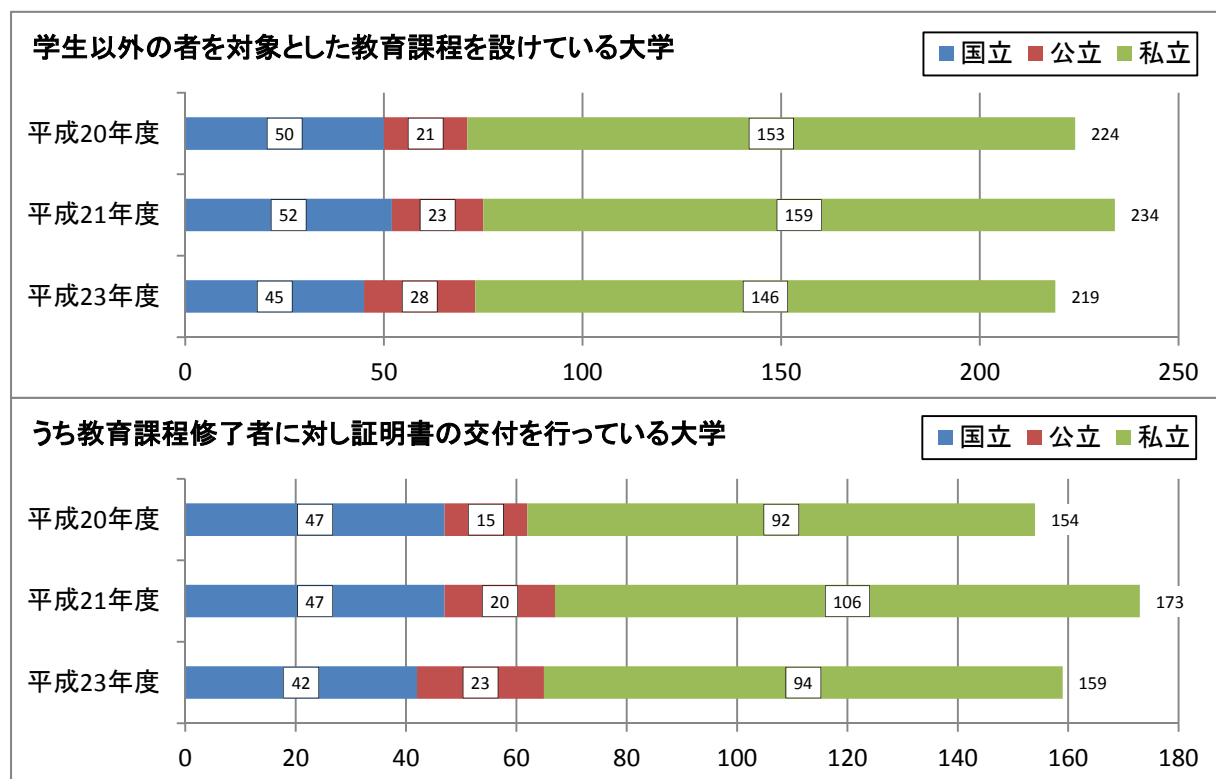
(※)放送大学を除く。

(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## <学生以外の者を対象とした教育課程を設けている大学>

### ①学生以外の者を対象とした教育課程の開設状況

平成23年度においては、219大学(約29%)が学生以外の者を対象とした教育課程を設けており、このうち、修了者に証明書の交付を行っている大学は159大学(約21%)となっている。



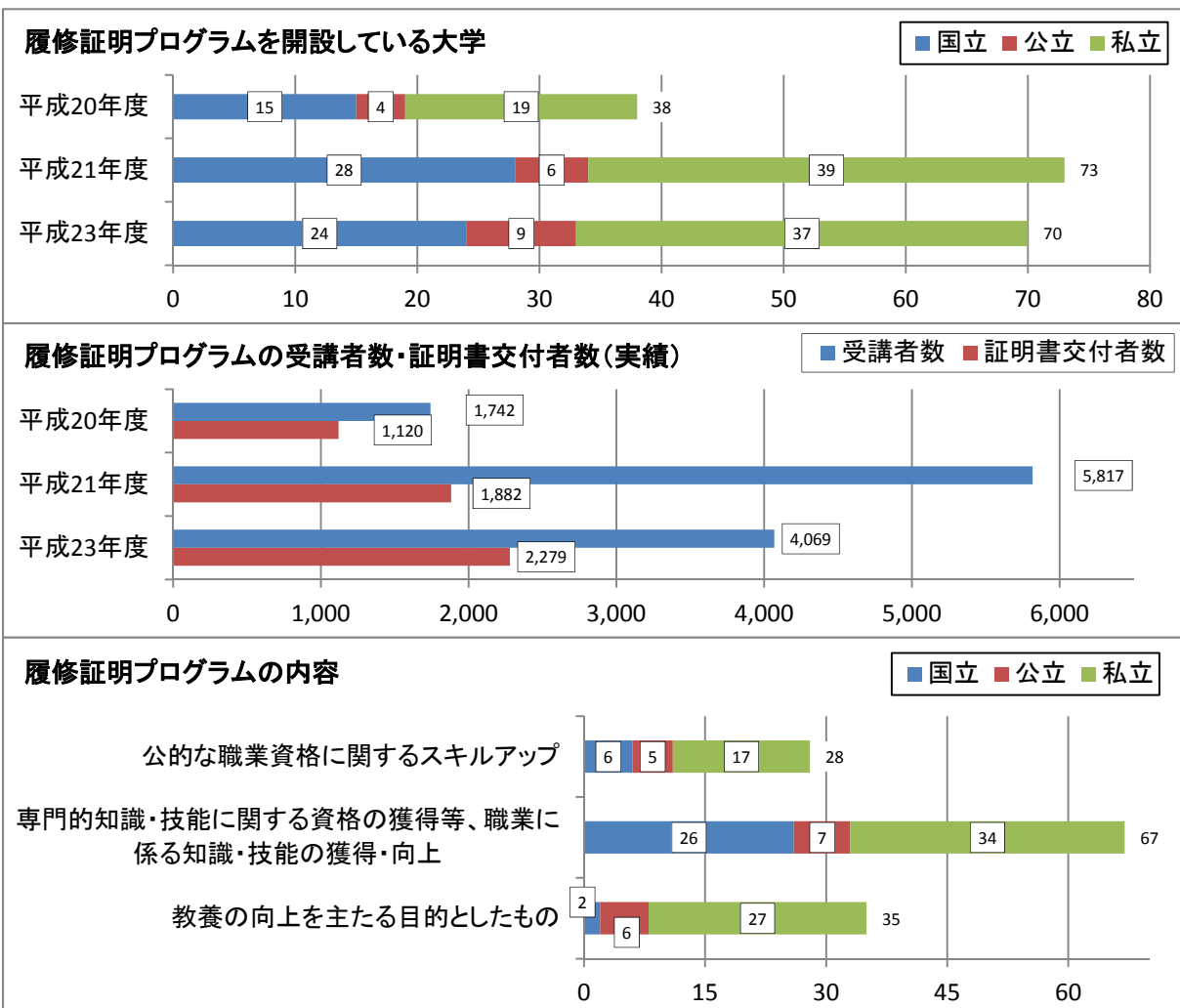
学生以外の者を対象とした教育課程:

主として学生以外の者を対象に、大学の授業科目もしくは公開講座またはこれらの一部により体系的に編成した教育課程(概ね1年未満の短期のプログラムを想定)のこと。必ずしも単位認定を行うことを要しない。なお、一回のみの公開講座、及び科目等履修生、聴講生、履修証明プログラムの受講者を対象としたものは除く。

(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## ②履修証明プログラムの開設状況

「履修証明プログラム」は、120時間以上の特別な課程として編成されるもので、大学は、学校教育法の定めにより、課程の修了者に証明書を交付することができる。平成23年度においては全70大学で計128プログラムが実施されており、証明書交付者数は2,279人となっている。



(※)放送大学を除く。

履修証明プログラム:

学校教育法の改正により、平成20年度から大学等における「履修証明制度」が創設され、社会人等の学修の機会が拡充されている。

### 《履修証明プログラムの内容別取組例》

#### ○公的な職業資格に関するスキルアップ

- 情報教育支援士養成プログラム(九州工業大学)
- 実践的コア・サイエンス・ティーチャー養成プログラム(鹿児島大学)
- 英語による奈良観光ガイド人材養成プログラム(帝塚山大学)

#### ○専門的知識・技能に関する資格の獲得等、職業に係る知識・技能の獲得・向上

- いわてアグリフロンティアスクール(岩手大学)
- 森林環境管理リカレントコース(愛媛大学)
- ワークショップデザイナー育成プログラム(青山学院大学)

#### ○教養の向上を主たる目的としたもの

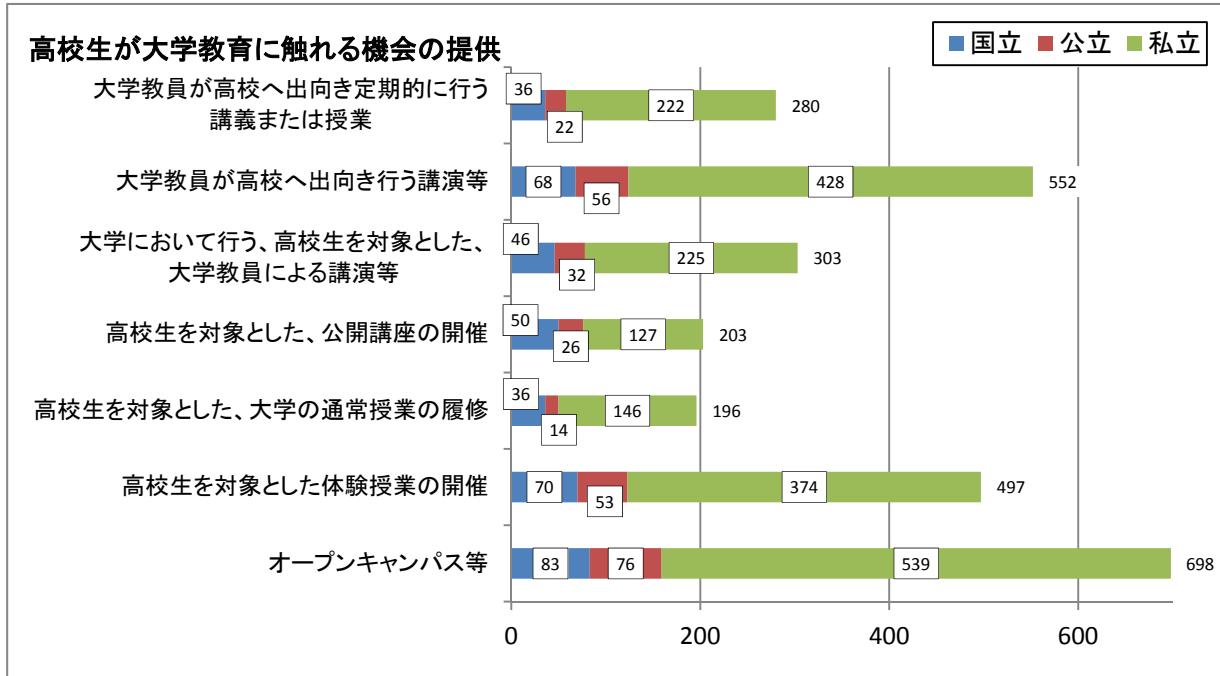
- 生涯学習塾「共育」(武蔵野大学)
- リベラルアーツ・プログラム(関西学院大学)

(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## <高等学校との連携の状況>

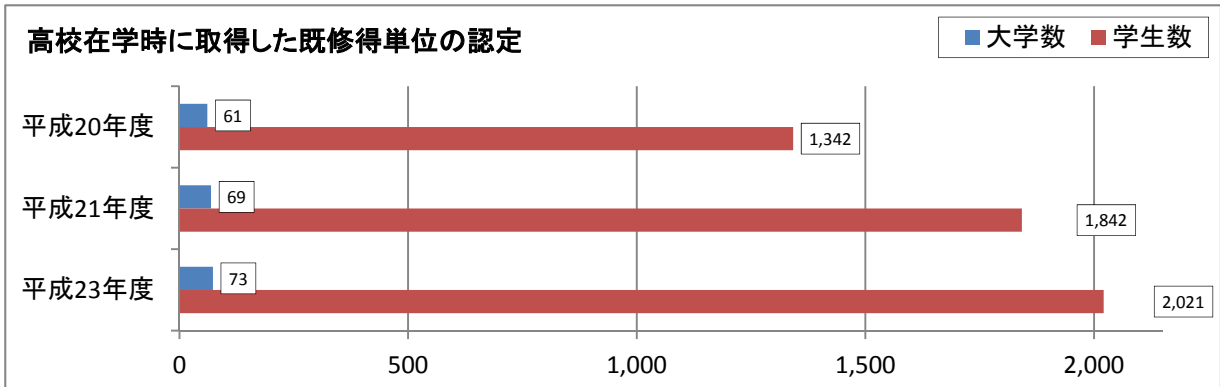
### ①高校生が大学教育に触れる機会の提供

高校生が大学教育に触れる機会として大学が行っている取組としては、「オープンキャンパス等」が最も多く、次いで「大学教員が高校へ出向き行う講演等」、「高校生を対象とした体験授業の開催」が多くなっている。



### ②入学前の既修得単位の認定

現在、高校生が大学の科目等履修生として大学の授業科目を受講する取組も広がっており、その成果として取得した大学の単位は、大学入学後に既修得単位として認定を受けることも可能である。



(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

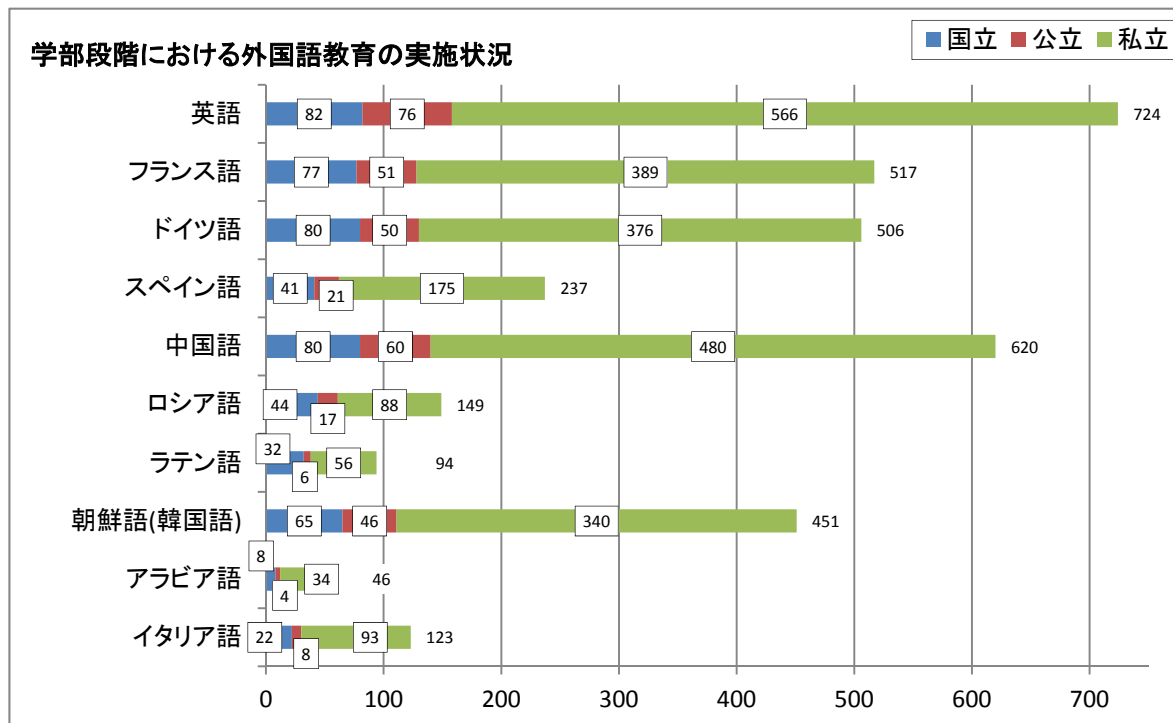


## 6. 大学の国際化に向けた取組状況

### <外国語教育の改革>

#### ①外国語教育の実施状況

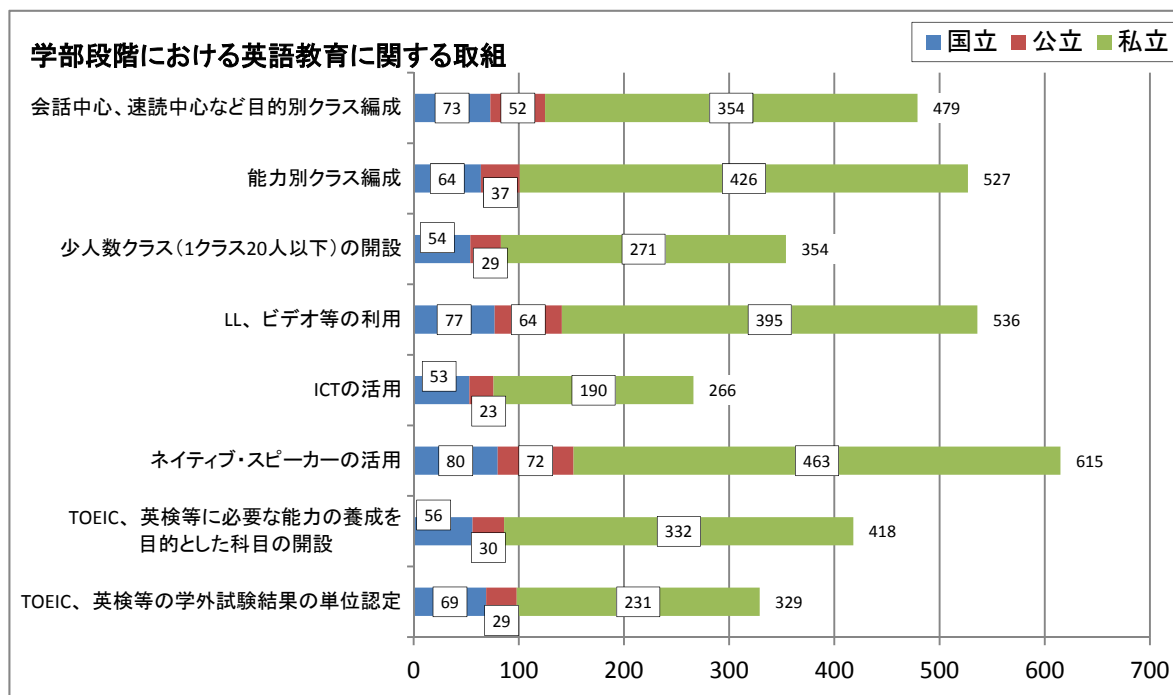
平成23年度における学部段階での外国語の実施状況は以下のとおりであり、英語、中国語、フランス語、ドイツ語、朝鮮語(韓国語)の教育を行っている大学が多く見られる。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

#### ②英語教育に関する取組

平成23年度における学部段階での外国語の実施状況は以下のとおりであり、「ネイティブ・スピーカーの活用」、「LL、ビデオ等の利用」、「能力別クラス編成」を行っている大学が多く見られる。

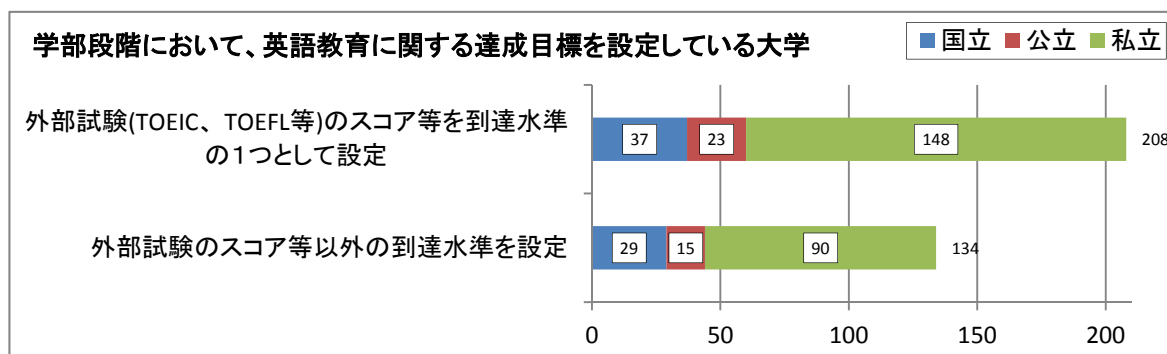


(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

(注)学部以外の組織(共通教育センター等)での開講科目・取組であるとの回答を含めた数値である。

### ③英語教育に関する達成目標の設定状況

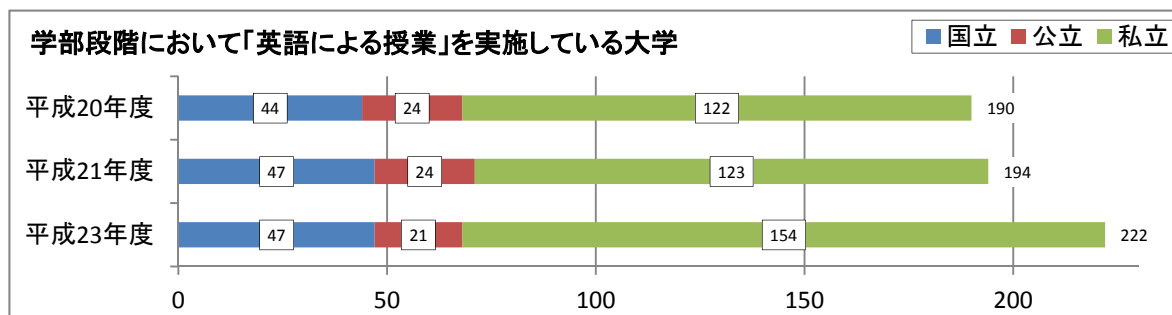
英語教育に関する達成目標の設定に関し、学部段階で外部試験のスコア等を到達水準の1つとして設定している大学は208大学(約28%)となっている。



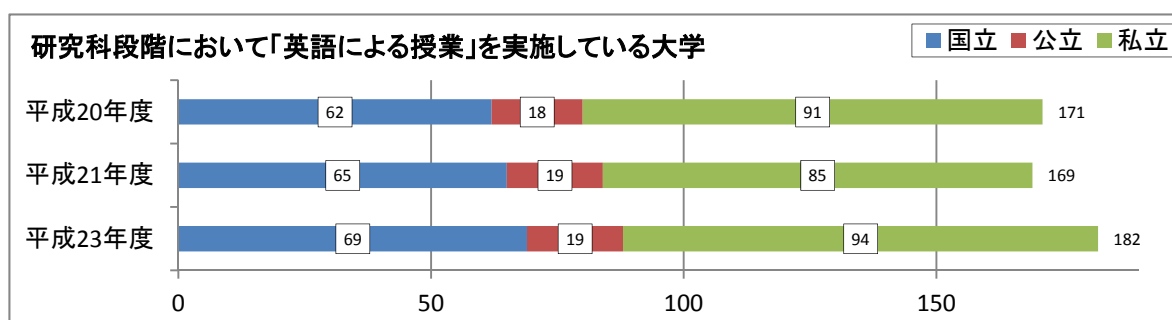
(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

### ④「英語による授業」の実施状況

「英語による授業」(日本語を併用するもの及び英語教育を主たる目的とするものは含まない)を実施している大学は、平成23年度現在、学部段階においては222大学(約30%)、研究科段階においては182大学(約30%)となっている。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。



(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

⑤「英語による授業」のみで卒業(修了)できる(学科等がある)学部(研究科)

《「英語による授業」のみで卒業できる(学科等がある)学部》(16大学26学部)

- ・東北大学 工学部、農学部
- ・京都大学 工学部
- ・九州大学 工学部
- ・国際教養大学 国際教養学部
- ・東京基督教大学 神学部
- ・上智大学 国際教養学部
- ・多摩大学 グローバルスタディーズ学部
- ・法政大学 グローバル教養学部
- ・明治大学 国際日本学部
- ・明治学院大学 国際学部
- ・早稲田大学 政治経済学部、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部、国際教養学部
- ・名古屋商科大学 経営学部、経済学部、商学部、コミュニケーション学部
- ・立命館大学 国際関係学部
- ・関西学院大学 国際学部
- ・立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部、国際経営学部
- ・宮崎国際大学 国際教養学部

《「英語による授業」のみで修了できる(専攻等がある)研究科》

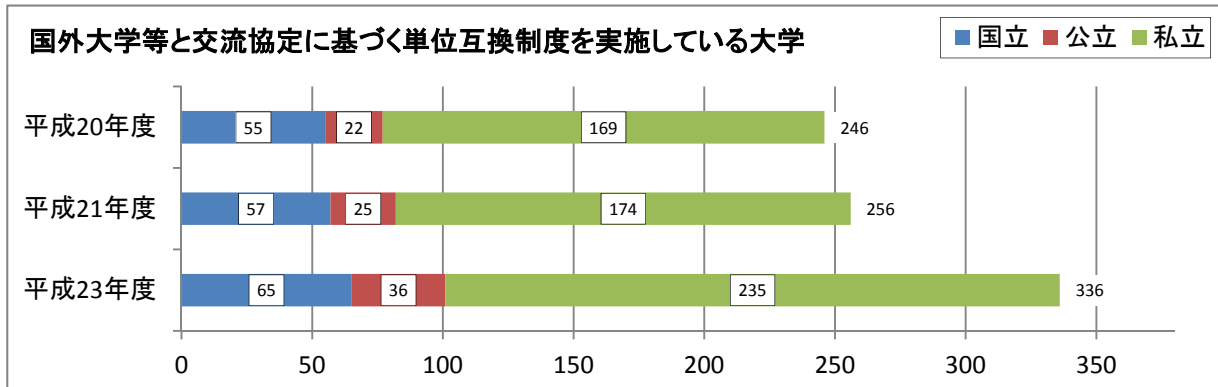
	国立	公立	私立	計
大学数	43	7	26	76
研究科数	110	7	57	174

(注)履修が留学生のみに限定されるものは除いている。

## ＜国外の大学等との単位互換とダブル・ディグリー＞

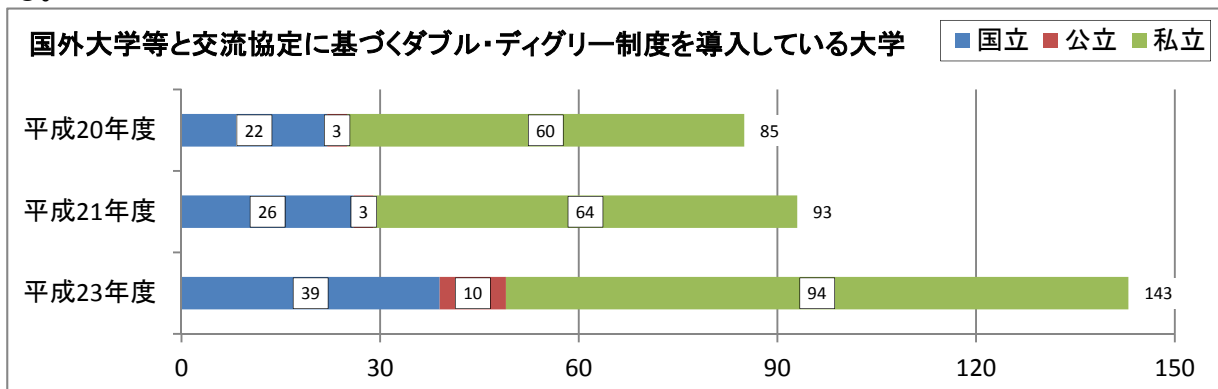
### 国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学(再掲)

国外大学等との交流協定に基づく単位互換制度を導入している大学数は、国立65大学(約76%)、公立36大学(約44%)、私立235大学(約40%)となっている。



### 国外大学等と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学

国外大学等との交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学数は、平成23年度においては、国立39大学(約45%)、公立10大学(約12%)、私立94大学(約16%)となっている。



ダブル・ディグリー:

この調査においては、複数の学位を取得する際、留学を活用するなどして、これらの学位を取得する履修形態を指す。

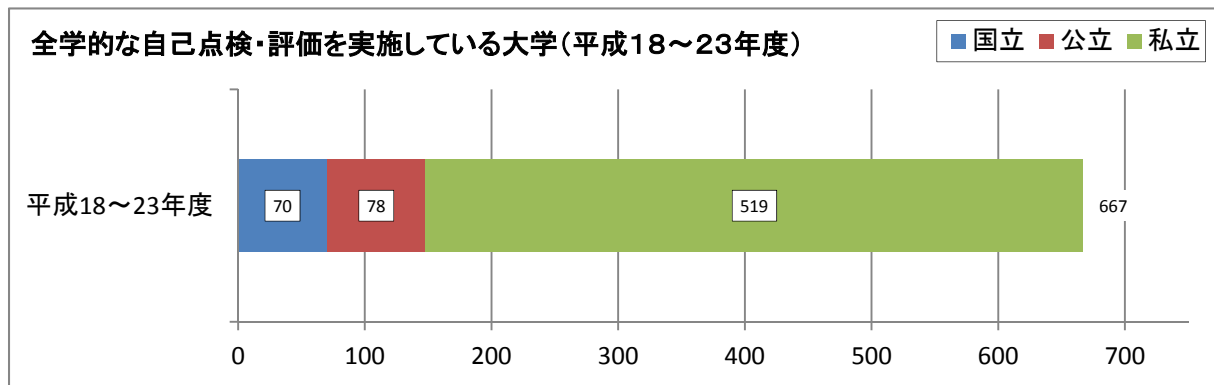
(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

## 7. 自己点検・評価と情報の積極的な提供

### <自己点検・評価の実施状況>

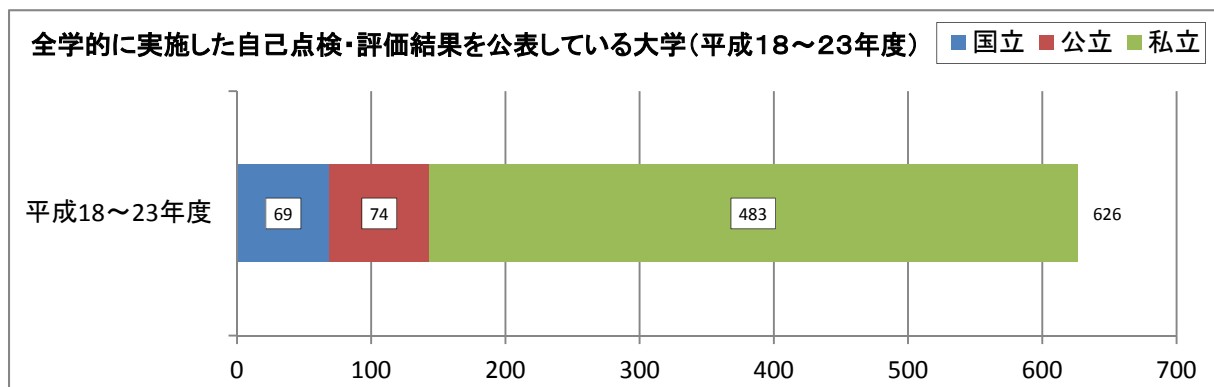
#### 全学的な自己点検・評価の実施状況

平成18年度から平成23年度の間、国立70大学(約81%)、公立78大学(約96%)、私立519大学(約88%)、国公私立全体で667大学(約88%)で全学的な自己点検・評価が実施されている。



#### 全学的に実施した自己点検・評価結果の公表

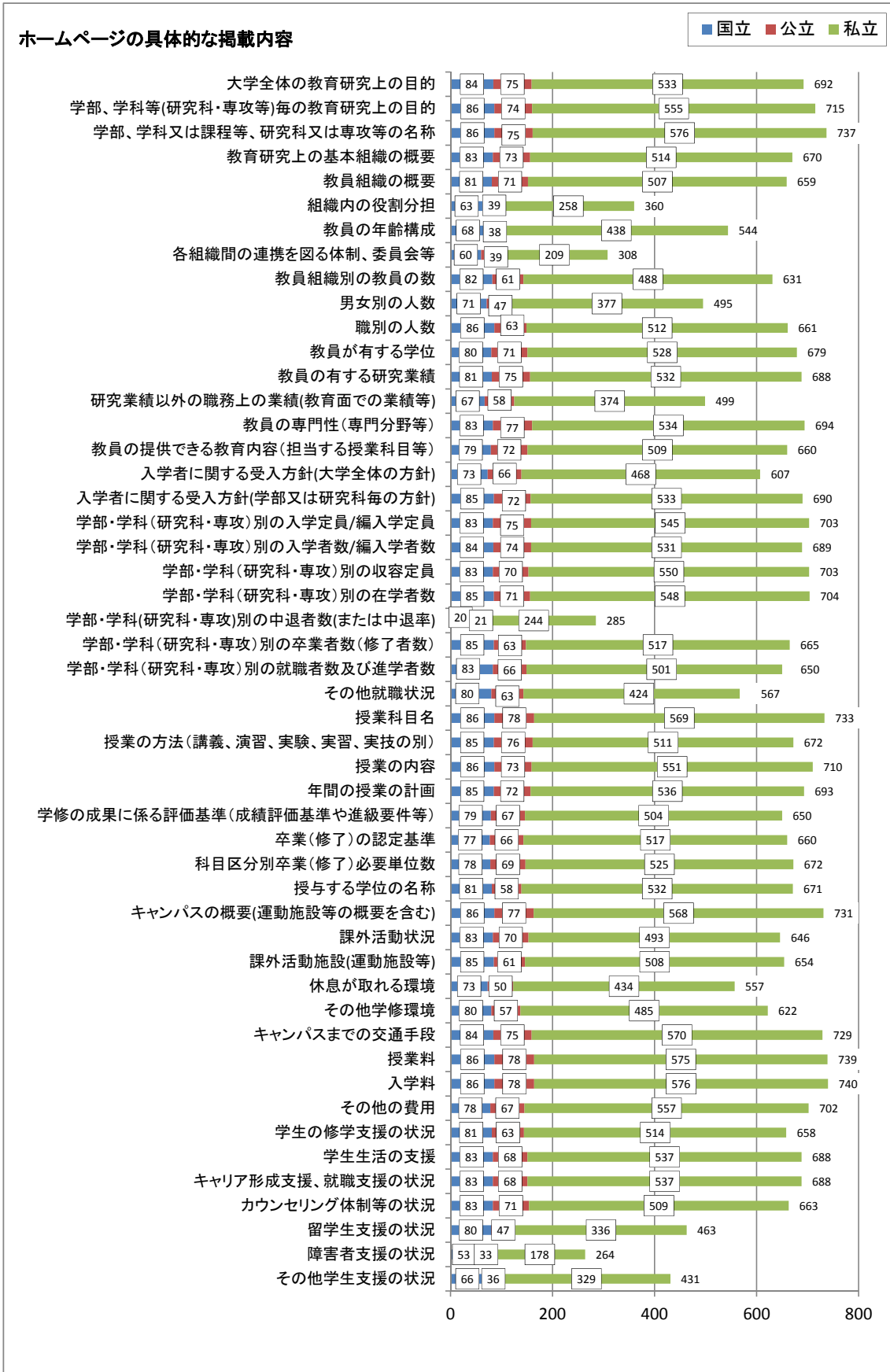
平成18年度から平成23年度に大学全体で自己点検・評価を実施した大学のうち、国立69大学(約80%)、公立74大学(約91%)、私立483大学(約82%)、国公私立全体で626大学(約83%)が結果を外部に公表している。



## <大学における教育研究活動等の状況の公表>

平成22年6月の学校教育法施行規則の改正により、各大学は教育研究活動等の状況についての情報を公表することとされている。平成23年度におけるホームページでの情報の公表状況は、以下のとおりである。

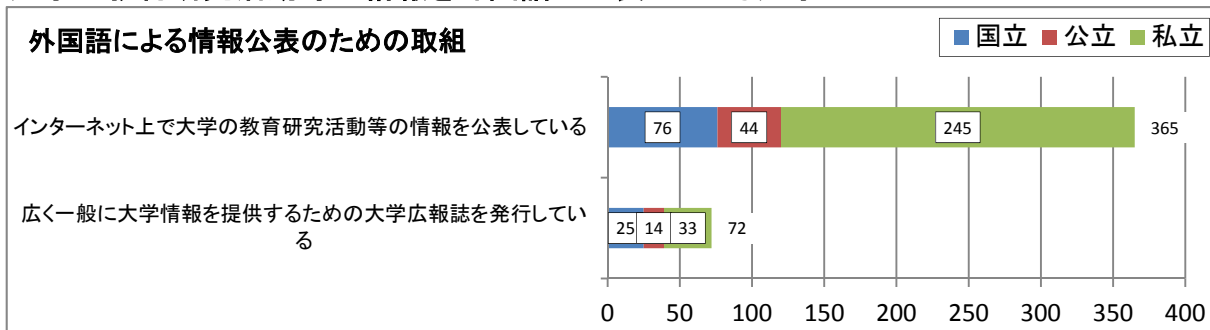
### ホームページの具体的な掲載内容



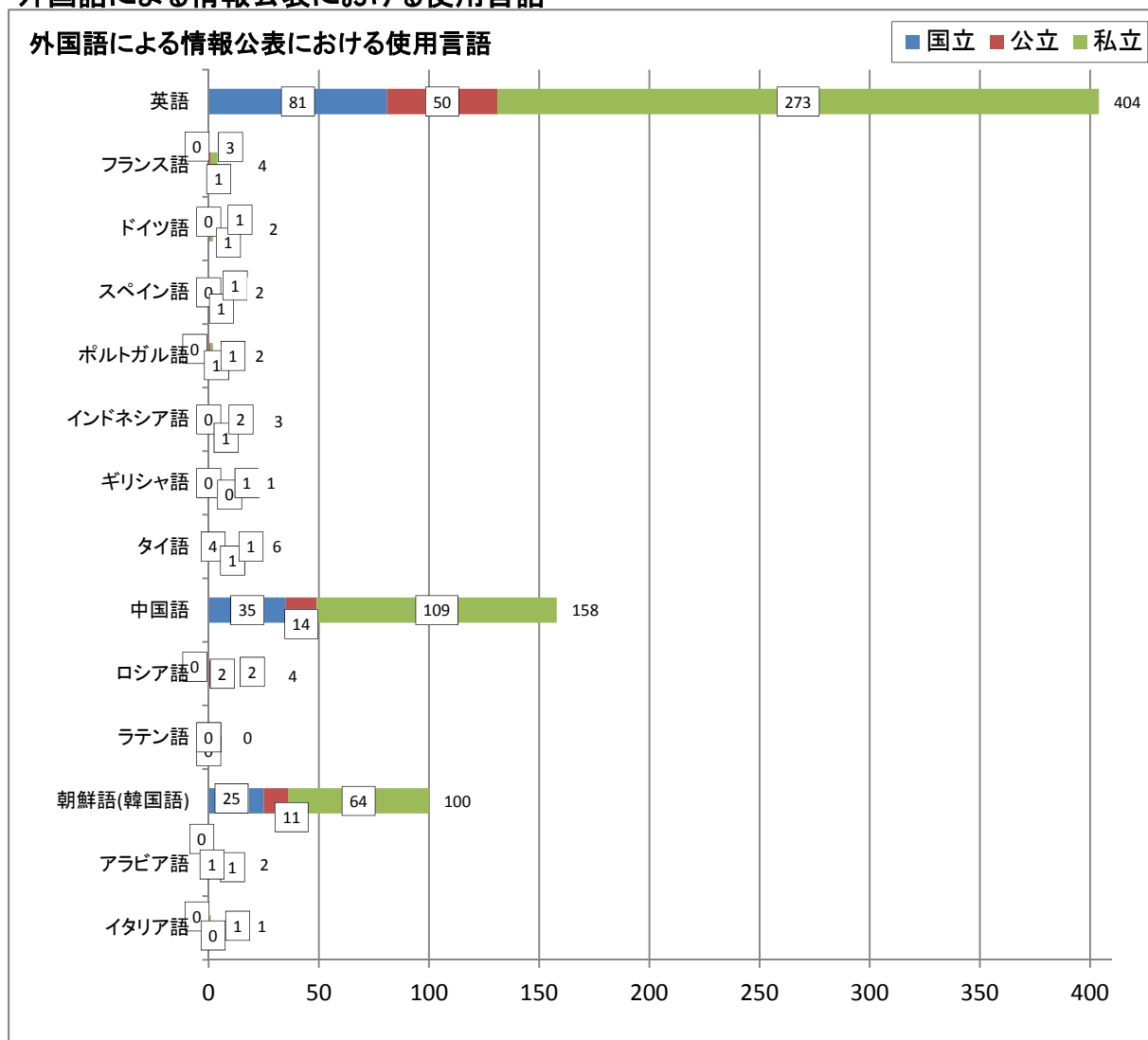
## ＜外国語による大学の情報の公表＞

大学の教育研究活動等の情報を、外国語によりインターネット上で公表している大学は365大学（約48%）となっている。外国語による情報公表の際の使用言語は英語が最も多く、中国語・韓国語を使用しているとする大学も一定数見られるが、それ以外の言語での公表はごく少数である。

### 大学の教育研究活動等の情報を外国語で公表している大学



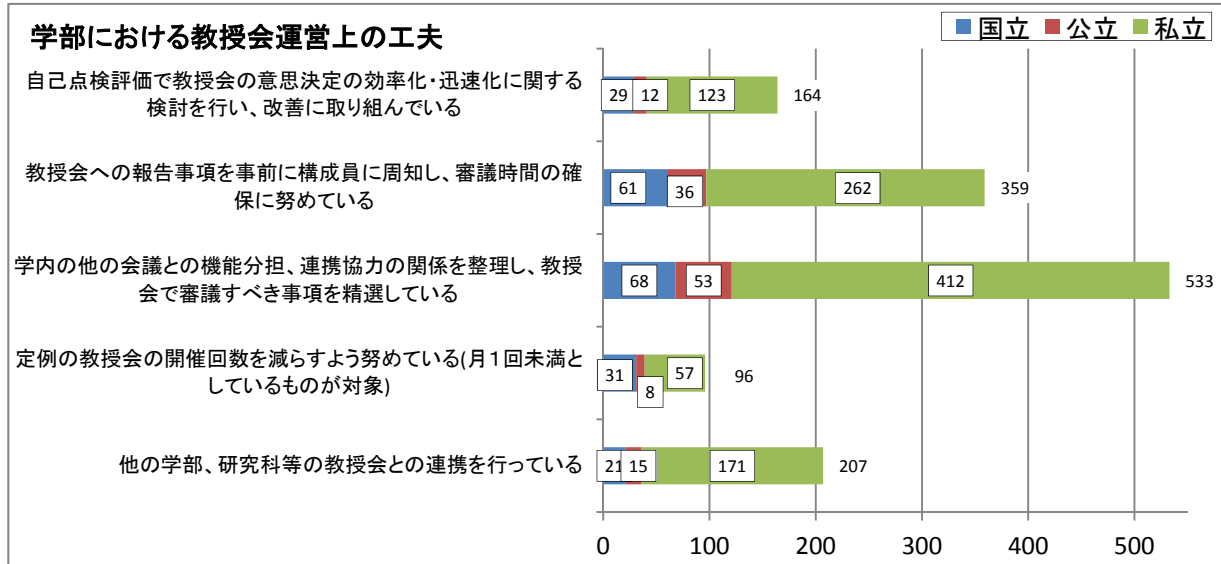
### 外国語による情報公表における使用言語



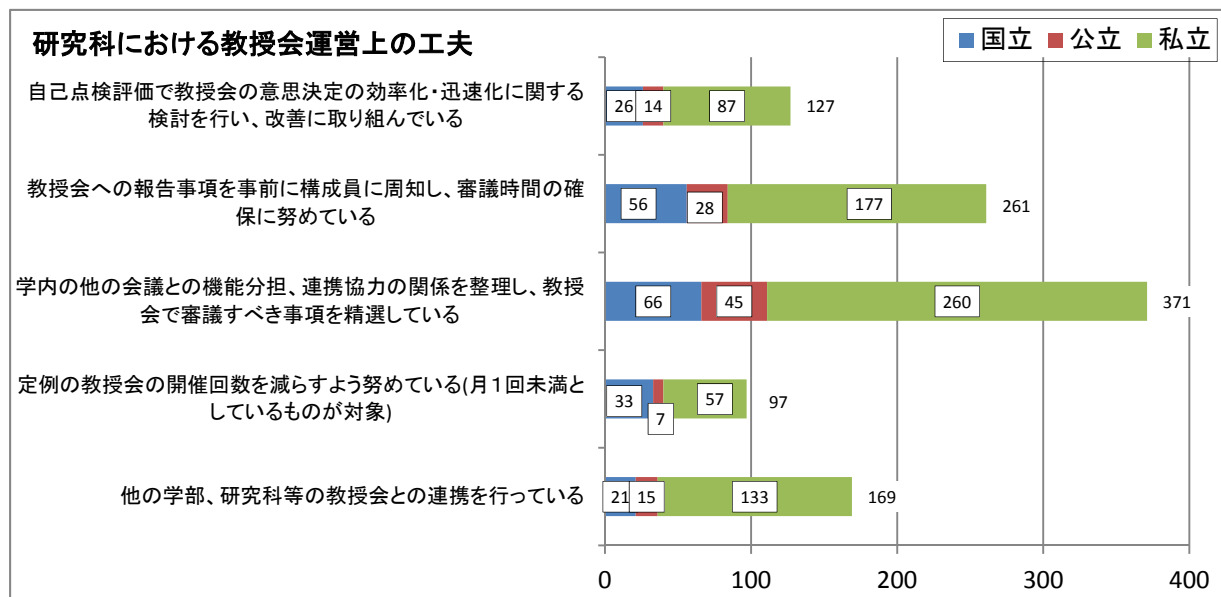
## 8. 大学の教学マネジメントに関する取組等

### ＜教授会運営上の工夫＞

大学における教授会運営上の工夫としては、学部段階・研究科段階ともに、「学内の他の会議との機能分担、連携協力の関係を整理し、教授会で審議すべき事項を精選している」との回答が最も多く、次いで「教授会への報告事項を事前に構成員に周知し、審議時間の確保に努めている」との回答が多い。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

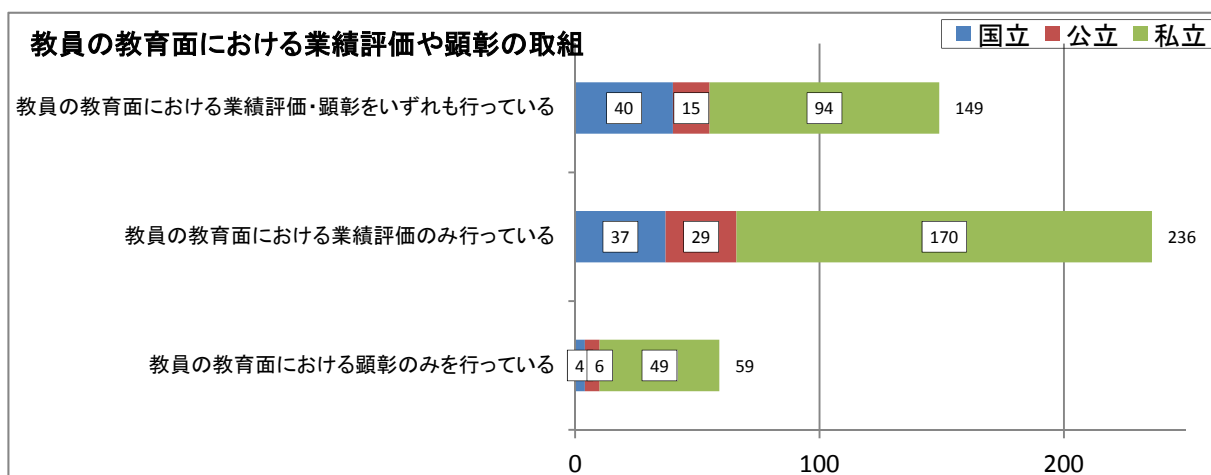
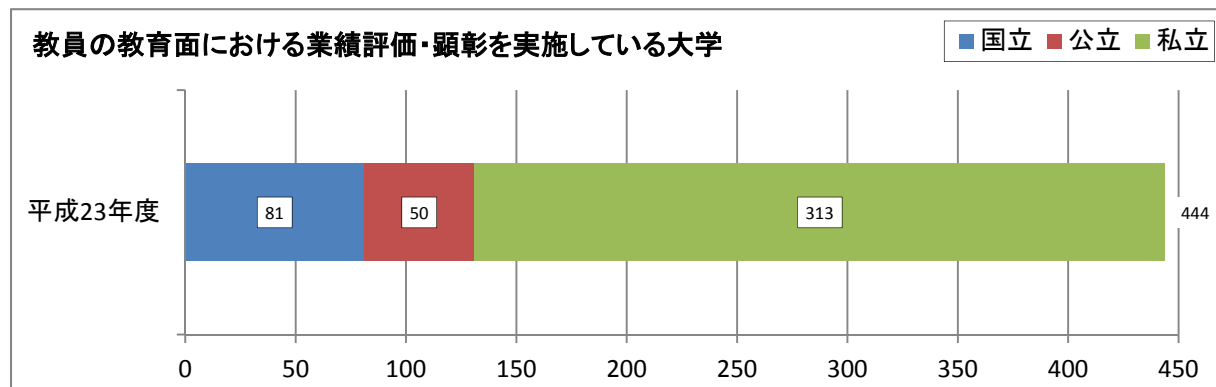




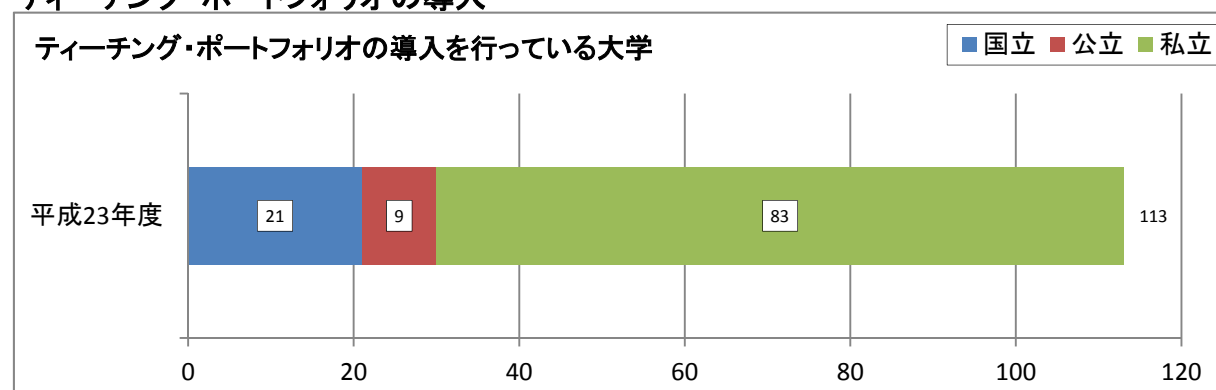
## ＜教員の教育面における評価のための工夫＞

教員の教育面における業績評価や顕彰を実施している大学は444大学(約58%)となっている一方、ティーチング・ポートフォリオの導入を行っている大学は113大学(約15%)となっている。

### 教員の教育面における業績評価や顕彰の実施状況



### ティーチング・ポートフォリオの導入



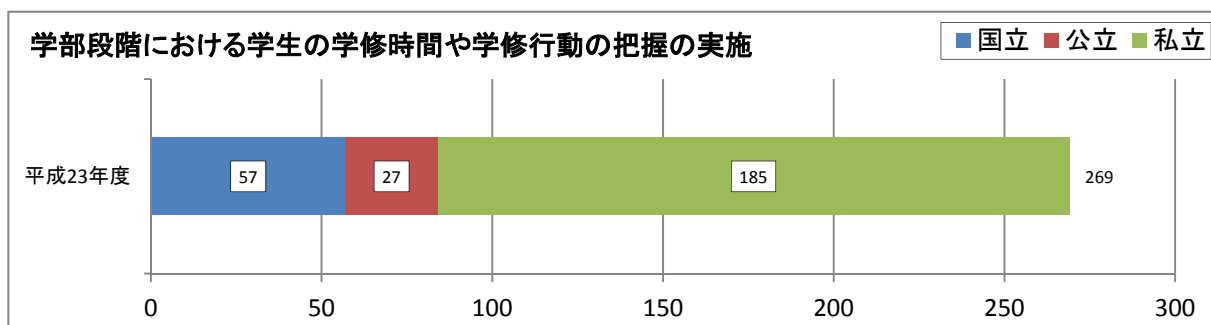
#### ティーチング・ポートフォリオ:

大学等の教員が自分の授業や指導において投じた教育努力の少なくとも一部を、目に見える形で自分及び第三者に伝えるために効率的・効果的に記録に残そうとする「教育業績ファイル」、もしくはそれを作成するに際しての技術や概念及び、場合によっては運動を意味するもの。ティーチング・ポートフォリオの導入により、①将来の授業の向上と改善、②証拠の提示による教育活動の正当な評価、③優れた熱心な指導の共有などの効果が認められる。

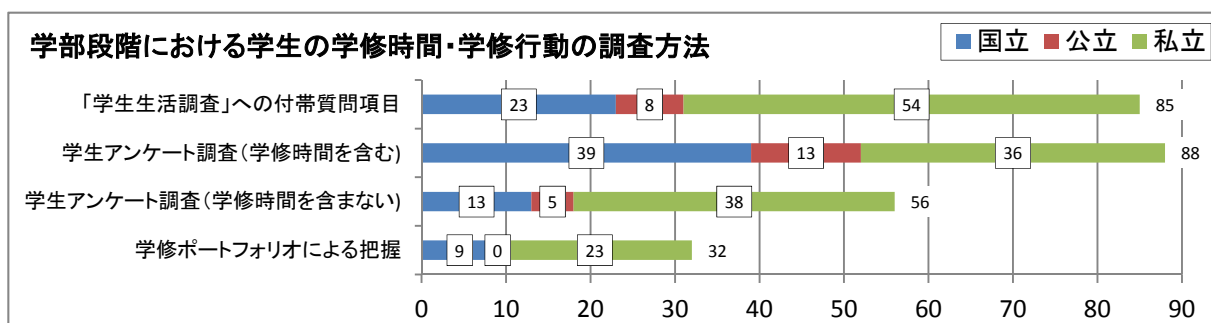
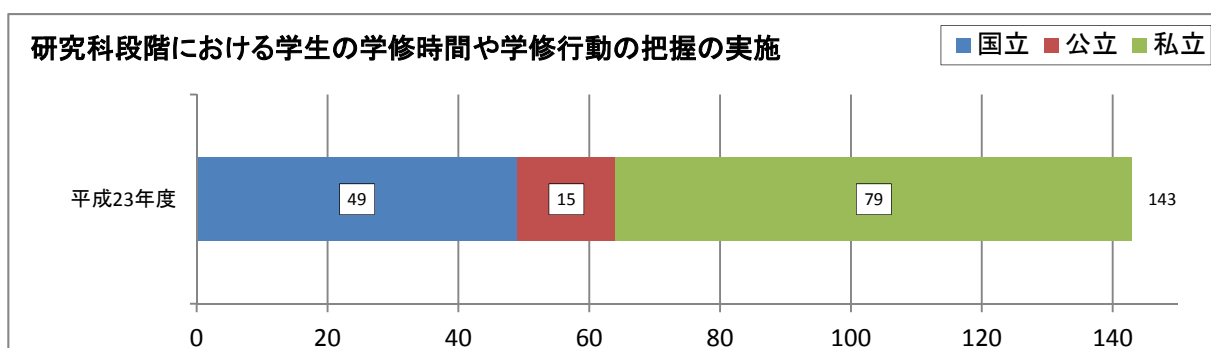
## ＜学生の学修時間・学修行動の把握＞

### 学生の学修時間・学修行動の把握の状況

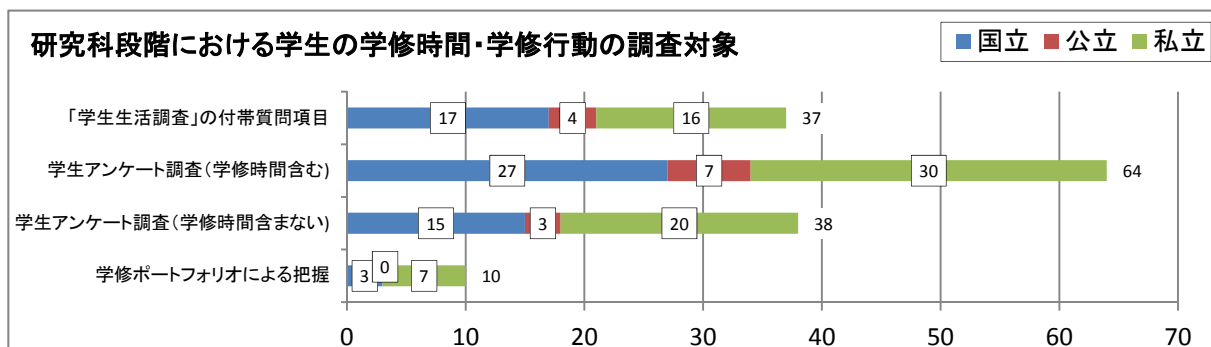
学生の学修時間・学修行動の把握を行っている大学は、学部段階で269大学(約36%)、研究科段階で143大学(約23%)となっている。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

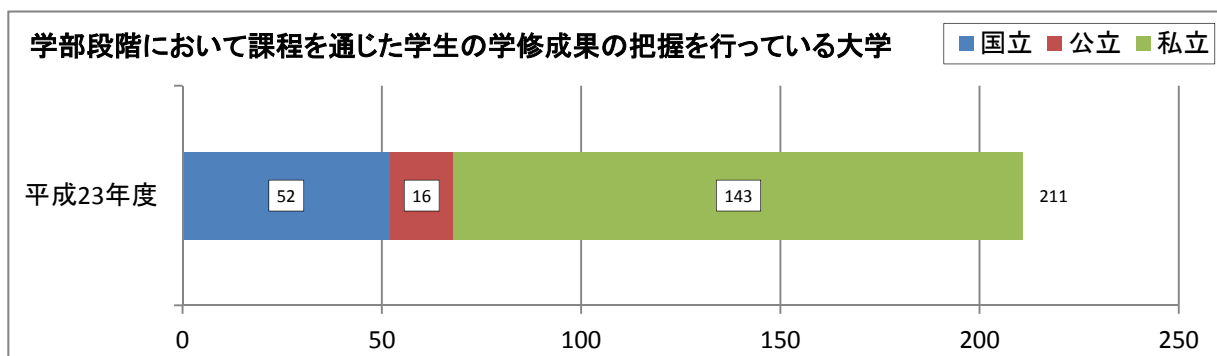


(注)上記の数値はいずれも、大学全体で行っているものは含めていない。

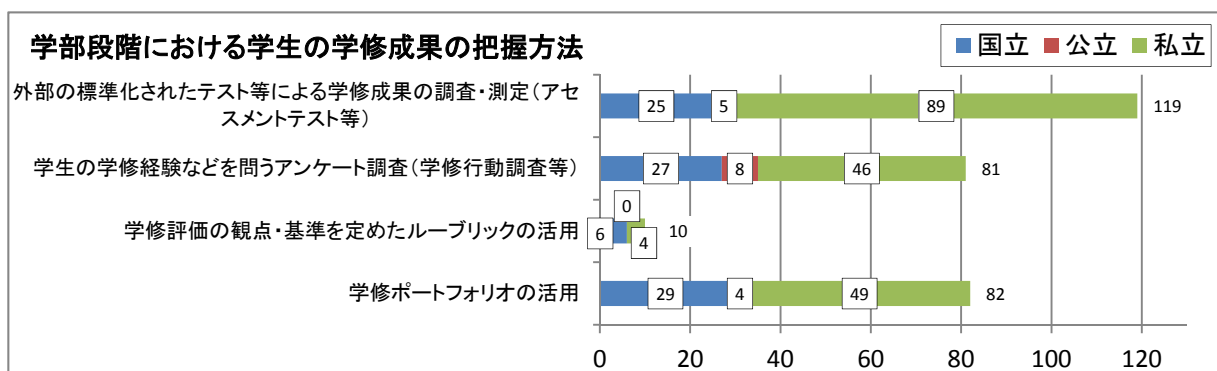
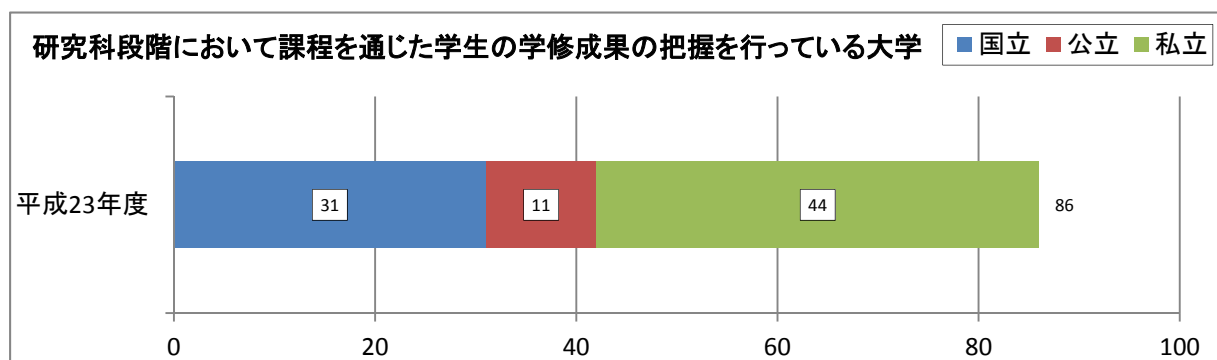
## <課程を通じた学生の学修成果の把握>

### ①課程を通じた学生の学修成果の把握の状況

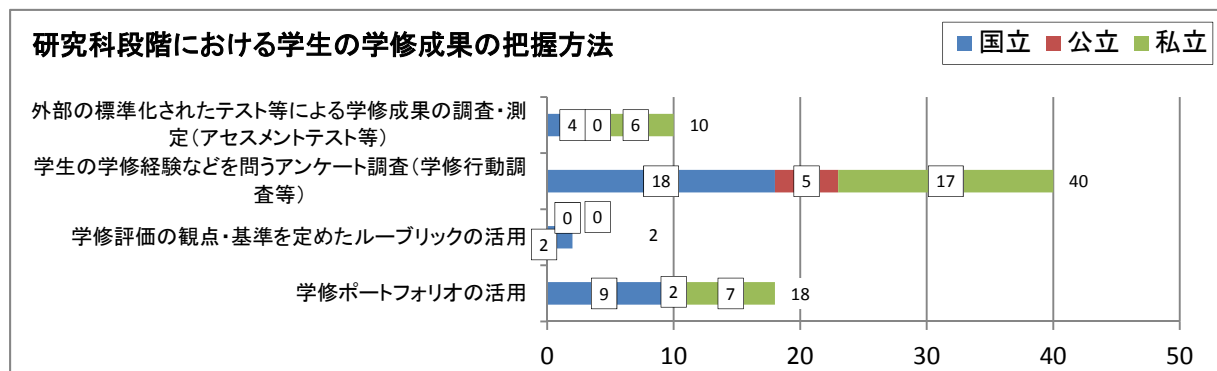
課程を通じた学生の学修成果の把握を行っている大学は、学部段階で211大学(約29%)、研究科段階で86大学(約14%)となっている。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。



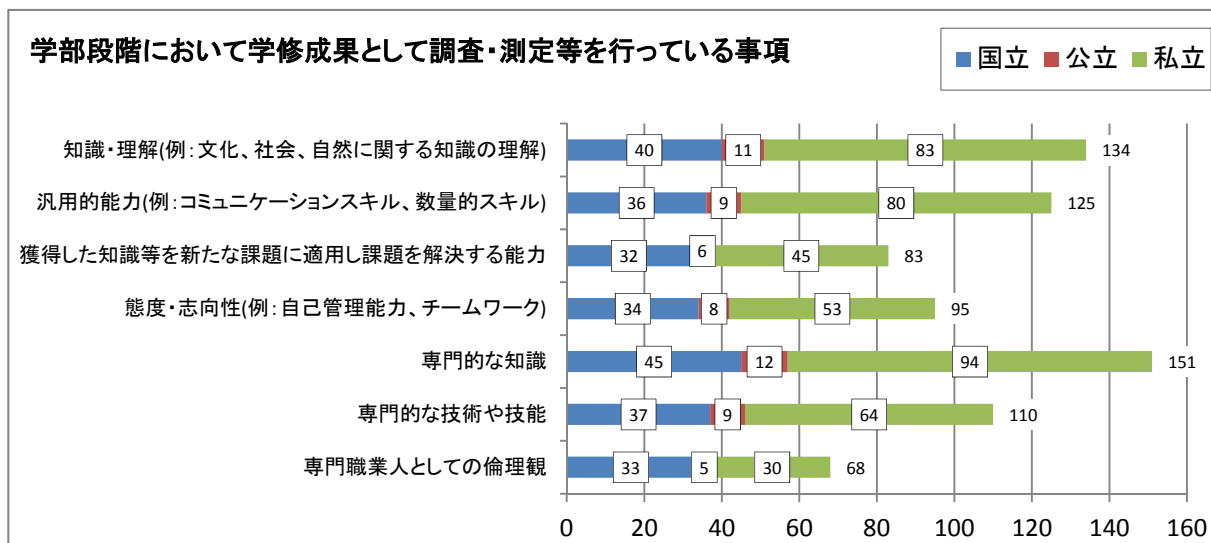
(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。



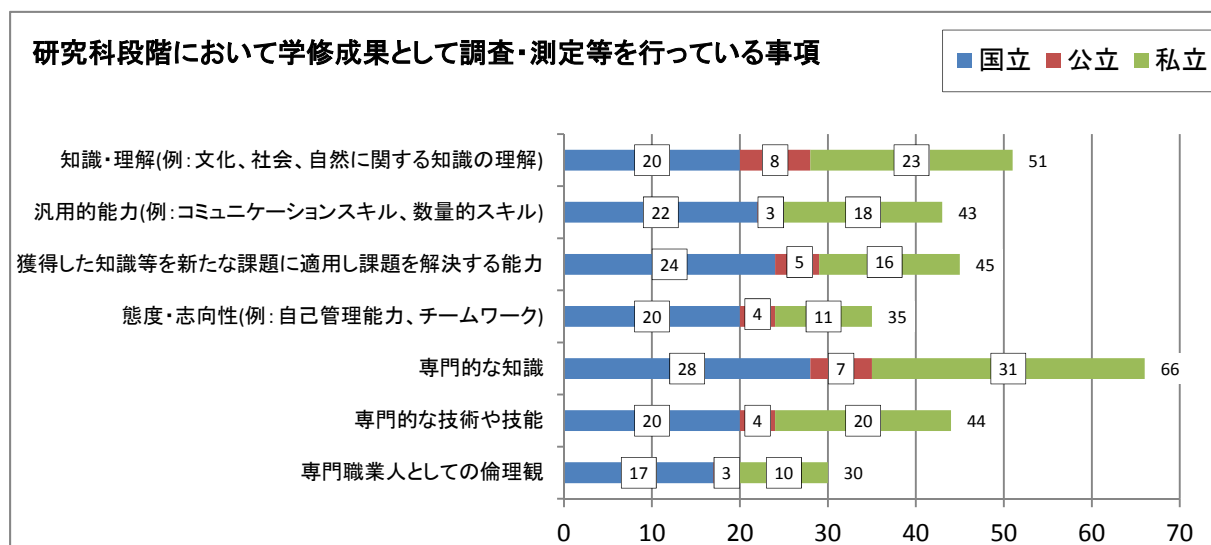
(注)上記の数値はいずれも、大学全体で行っているものは含めていない。

## ②学修成果として調査・測定等を行っている事項

「専門的な知識」については学部段階・研究科段階ともに調査・測定等を行っているとの回答が最も多い。学部段階ではこれに次いで、「知識・理解」や「汎用的能力」の調査・測定等を行っているとの回答が多くなっている。



(※)大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象外。

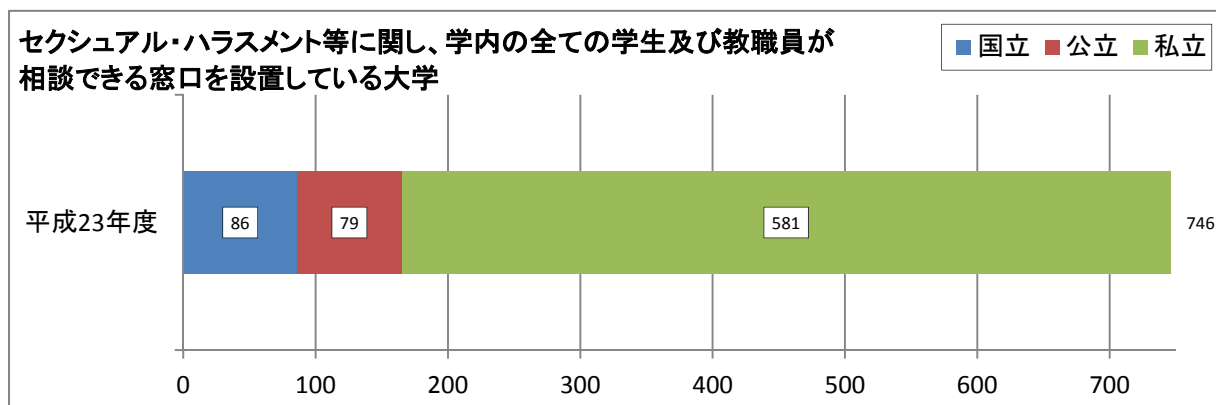
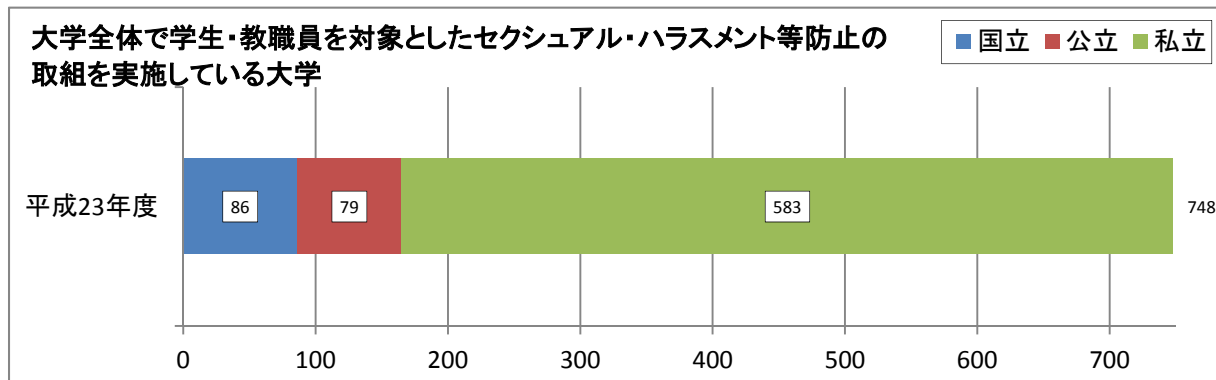


(注)上記の数値はいずれも、大学全体で行っているものは含めていない。

(※)ここでいう「課程を通じた学生の学修成果の把握」とは、単に大学として単位の認定や学位の授与を行う、あるいは卒業判定を行うということではなく、より客観的な測定方法で学生の学修成果の把握を行うものを指す。

## ＜セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組＞

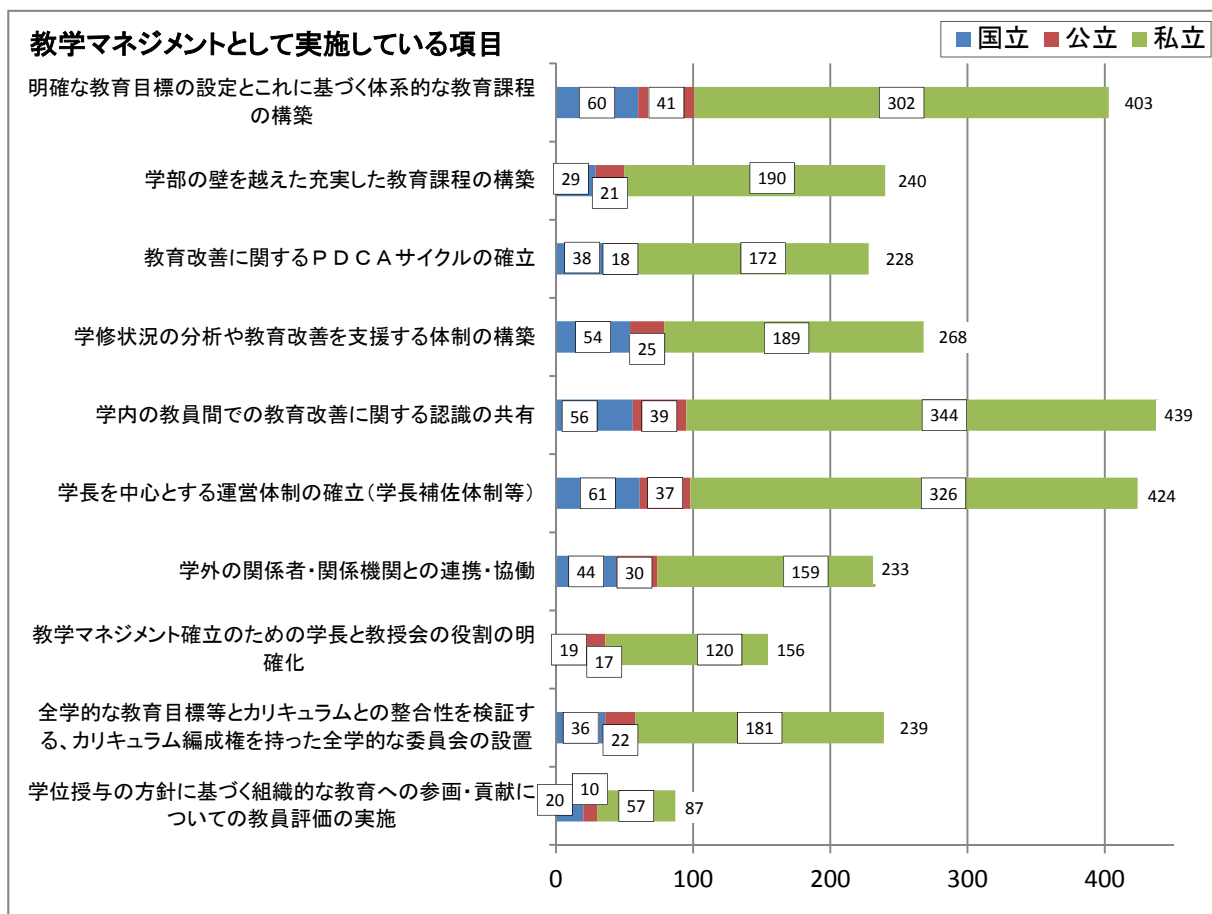
大学におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止については、各大学において、啓発活動の実施や相談体制の整備等セクシュアル・ハラスメントの防止等に向けた取組が進められている。平成23年度において、大学全体で学生・教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント等防止の取組を実施している大学は748大学(約99%)、学内の全ての学生及び教職員が相談できる窓口を設置している大学は746大学(約98%)となっている。



(注)ここでいう「セクシュアル・ハラスメント等」にはアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含む。

## ＜教学マネジメントに関する特徴的な取組＞

教学マネジメントに関する取組としては、「学内の教員間での教育改善に関する認識の共有」、「学長を中心とする運営体制の確立」、「明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」を行っているとの回答が多い。



(注)必ずしも大学全体の取組として行われているものだけでなく、特定の学部等のみでの取組との回答も含まれる。